

第16回大津市農業委員会総定例会議事録

1. 開催日時 令和3年8月13日(金) 13時30分から15時02分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(17人)

会長	7番	田中 謙一
副会長	2番	宇野 幸太郎
副会長	8番	西村 博
副会長	9番	森元 直紀
	1番	高谷 久美子
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	5番	安井 善次
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	12番	横山 成治
	13番	松尾 比古敏
	14番	正田 富美子
	15番	上坂 雅彦
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(1人)

6番 山本 公彦

5. 説明員(1人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 14番 正田 富美子 委員
15番 上坂 雅彦 委員

第2 議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第55号 農地利用集積計画について

- 議案第56号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第1項第2号）について
- 報告第79号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第80号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について
- 報告第81号 農地法第18条第6号の規定による通知について
- 報告第82号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について
- 報告第83号 相続税納税猶予の適格者証明書について
- 報告第84号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第85号 令和4年度大津市予算編成等に係る大津市農業委員会の意見書について
- 報告第86号 広報誌「みどりのこだま」について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局

それでは、第16回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。
最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いします。
なお、本日の先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は議席番号15番 上坂 雅彦委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局

ありがとうございました。ご着席ください。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制とし、議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長にお願いしたいと存じます。本日の司会は、中部選出の副会長であります西村 博委員にお願いします。
それでは、開会に当たり、副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

副会長

本日は天候の悪い中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。
私は中部選出として今年1年間、副会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。
さて、オリンピックも終わり、メダルラッシュで大変喜んでおりました

が、委員会でもコロナの話がございましたが、ご承知のとおり、滋賀県もコロナラッシュで、昨日は164名の感染者が出て、皆さんもこの事態に大変憂慮されているのではないかと思います。どうかお体に気をつけて頑張ってくださいと思います。

それでは、次第に則り議事を始めたいと思います。議事に先立ち、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は、山本 公彦委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、出席委員は17名でございますので、在任の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例会総会は成立していることを報告申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議を導入しています。今月は17番 槌田 昌子委員、18番 三田村 美江委員がウェブにて本会議に出席をされております。

なお、通信状況によりウェブ会議が中断した場合には、議事を一旦中断することもありますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事進行については会長、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、議事が円滑に進行できますよう、ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議事録署名人を指名いたします。

14番 正田 富美子 委員

15番 上坂 雅彦 委員

よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例会総会の議決をもとめる。令和3年8月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、資料に基づき説明)

議 長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の伊香立下龍華町について、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 申請地は伊香立下龍華町の圃場整備地です。8月9日に推進委員と譲受人と3人で立会い、申請人と譲受人は兄弟で、問題ないと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 2の大石龍門五丁目について、地元委員よりご意見ををお願いします。

委員 この件については、8月4日、9時から自治会館に集合し、私、地元推進委員、農業組合長、譲受人とその息子も来られていました。それから、譲受人の申請代理人、この6人で立ち会いをしました。譲渡人は高齢でお見えでなかったのですが、一応確認はいたしました。譲受人は、先ほど事務局からもあったように、昨年度より龍門のほうで営農拡大しておられます。今回も、一つはオリーブを植えるとのことで申請されており、三年三作ということをお願いしたいと話をしております。

今、瀬田のほうから機械を持ってきておられ、少し遠いため、当該地やこれまでの利用権設定している土地など、今後、農機具用の小屋を建てたいという話もありましたので、そのときには事務局に相談してくださいと申し添えております。

耕作については全く問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 2は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年8月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、去る7月26日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員からご報告をお願いします。

委員 7月26日に地元委員と地元推進委員と、土地改良区内にこの田んぼがありますので、その事務局も同席いただき現地確認をしました。別添資料のとおり、太陽光パネルの下にしいたけ用のハウスもあり、みょうが、しきみ、アスパラガスなどを栽培しておられました。ここのご主人は体調を悪くしておられましたが、圃場内もきれいに草刈り等々されており、また、この土地改良区の事務局とも連携を取りながら適切に運用されていますので、問題ないかと思われまますのでご報告いたします。
以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の伊香立北在地町について、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 7月26日、事務局から説明がありましたように、一日立会委員、地元推進委員、それと土地改良区と一緒に立ち会い、菌床のところは、夏場ですのでハウスに入っていないませんが、しきみ、みょうが、アスパラガスが中に植えられており、営農型と見て、問題ないと思えますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見ございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年8月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、去る7月26日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立ち会委員から一括して報告をお願いします。

なお、No. 1の仰木七丁目については、地元委員としての立場もあわせて報告をお願いいたします。

委員 同じく7月26日に一日立ち会をした議案第54号のNo. 1、仰木七丁目と衣川三丁目にまたがる田の露天資材置場への転用ですが、仰木と堅田にまたがるために、仰木地区の私と地元推進委員、堅田地区担当農業委員と地元推進委員等にも確認をいただきました。

この土地は、譲受人が長年耕作されていた圃場で、去年までは耕作されていたようですが、この話がありましたので、今年は作付しておられません。転用後は、盛土など行わずに地盤改良のみ行い、整備された後に隣の土地の所有者である製材業者が材木置場として利用する予定と聞いております。

また、ここと隣接する農地はなく、先ほども事務局から説明がありましたが、無番地の土地があります。今、天神川は改修工事され大きな川になっていますが、小さな旧の天神川が今も農業用水として使われています。その地番が登記されていない、無番地であるとのことですので、民地ではないために、転用に伴う被害等は生じないと思われまます。

なお、今の小川のような川は上流域の田んぼの排水に利用されており、この土地より下流に圃場がないために、水利権等は問題ないかと思われまますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

続きまして、No. 2の大石龍門三丁目、露天駐車場への転用について、地元委員と地元推進委員にも確認をいただきました。

市道と里道と川に囲まれた三角形の田で、ここの氏神である神社に駐車場がないため、行事があるたびに路上駐車するしかない状況で神社の関係者が困っておられ、ここを駐車場として利用したいという申出があり、今回の話がまとまったようです。

ただ、譲渡人の父が町内の大工に一時期貸しておられ、小屋は撤去されているのですが、コンクリートを撤去し、土に戻して畑にしようと思っていたところに、この神社の駐車場の話を受け、コンクリートのままにしてほしいという要望があったので、現在、撤去はされていないと聞いております。顛末については、経緯書に明記されているとおりでありますので、よろしく申し上げます。

圃場内に小さな水路もありますが、盛土や地盤改良など行わず、そのまま露天駐車場として利用されるため、問題はないかと思えます。

また、近隣に隣接する圃場もなく、周辺への影響もないと考えられますので、報告いたします。

No. 3 大石小田原二丁目、田 15 筆の一時転用について。こちらも地元農業委員、地元推進委員にも確認いただきました。現地説明に滋賀県大津土木事務所の職員とこの工事に関わる現場監督の責任者から説明を受けました。盛土を行って新名神の工事に伴う露天駐車場、資材置場、残土置場等に使用されるという計画です。

雨水排水などについては、工事用の道路の側溝に導水して大石川へ放水されるために問題はないかと思えます。

ただ、工事終了後、田んぼへの復元ですが、別紙計画図のとおり、土地整備を行った後に、返還されるとのことですので、報告しておきます。

続きまして、No. 4 羽栗一丁目の露天資材置場への転用ですが、地元農業委員と地元推進委員にも確認をいただきました。

二つの地番がまたがる田 2 筆で、春先に草刈りをしたようで、雑草も背が低いようでした。譲受人がこの田んぼの周囲も片培土のついたトラクターで起こして、水の縁を切って管理をしておられました。ここの圃場は数年前、川が氾濫した時に水没したため、道路の高さまで嵩上げを行って運用したいとのことから、その際面にはL字型の擁壁を設置するので、隣接する田の日照権等は問題ないと思われます。

また、市道とここの圃場の間にも農業用水路がありましたが、進入路は橋をかけて水路はふさがないとのことから、水路清掃などの問題、周辺への圃場の影響はないものと思われますので報告いたします。

最後に No. 5 の牧三丁目、田 6 筆の新名神高速道路に係る一時転用ですが、地元農業委員と地元推進委員にも確認をいただきました。

NE X C O 西日本の担当者、またゼネコンの所長などからも状況報告をいただき、3 年前に一時転用の許可を受けている田で、工期が 2023 年まであり、今回延長手続をされる案件です。

写真のとおり、現場事務所、資材置場の仮置場として利用されており、高速道路の工期が終了後、復元する期間も予定されており、問題ないかと思われますので、審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1 は衣川三丁目と仰木七丁目にまたがっています。仰木七丁目については、先ほど地元委員に伺いましたので、No. 1 については、〇〇委員にご意見をお願いします。

委 員

この案件について、一日立会委員にほとんど説明していただき、私からは何も言うことはなく、別に問題ないと思えますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 2の大石龍門三丁目及び No. 3の大石小田原二丁目について、地元委員に一括してご意見をお伺いします。

委員 No. 2とNo. 3について、7月26日、私は行けませんでしたので、地元推進委員に立ち会いをしていただきました。27日に、再度、地元推進委員と私で現地確認しております。

No.2ですが、神社があり、そこの片隅に川と道に挟まれた三角形の土地があります。ここを駐車場にしたいとの意向で、現状のまま何も触らずそのまま駐車場にする。盛土も何もしないとのことなので、何ら問題はないかと思えます。

No.3ですが、これについては以前からNEXCOの仮置場が去年から今年にかけてずっとあったもので、今回は〇〇組がNEXCOの下請で資材置場として一時転用して借りられ、期間は6年の3月31日までとなっております。仮設の道路があり、その仮設の道路よりも一時転用する田は低い位置です。ですので、8050㎡を一旦全部盛土し、一面にして資材を置く。復元に関しては、その盛土をもう一度出して戻すのではなく、そのまま地権者にお返しすると。その時に、集約し1枚田のようにして地権者が耕作しやすいようにしたいとのことでした。これについては、11日に常設審議委員会の立ち会いもあわせて済ませております。その時に同じような説明をされており、何ら問題はないかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.4の羽栗一丁目について、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 羽栗一丁目について、一日立会委員、事務局の説明があったように、盛土をし、大体1m30cmから50cm上げ、L字の側溝を入れますので、問題はないと思えますが、何せこの土地は台風などでよく水没する土地で、その分も含めて事業をされると考えております。反対側の写真の北側に里道水路があり、そちらへ雨水排水等については流す形になっており、その点についても問題ないと思えます。この土地は、材料加工、つまりブロックなど建築資材関係を置かれますので、それに伴う車、運搬車両等についての油漏れ等はないと考えておりますし、またこの間の8月11日に諮問があり、県、会長などと話していたのですが、隣との話合いができていればほぼ問題がないのではないか、という話をいただいておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 5の牧三丁目について、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 この案件は事務局よりご報告ありましたように、去る7月26日に借受人のNEXCO西日本から2名、工事会社から1名、それから一日立会委員、そして地元推進委員とともに立ち会いをいたしました。

この案件は3年前に同様の賃貸契約で行われておりましたが、今回期間満了で、契約の更新とのこと。使用目的は新名神の上田上工区の資材置場です。新名神の完成後は、元どおり、田んぼに復元する予定です。したがって、内容的に前回の申請と同等とのこと。特に問題になる項目はありません。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見ございません。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。No.1につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手多数により、議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。
それでは、続きまして、議案第55号 農用地利用集積計画について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年8月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案55号 農用地利用集積計画については、妥当との意見を大津市長宛てに回答することにいたします。
それでは、続きまして、議案第56号 土地改良事業参加資格交替申出(土地改良法第3条第1項第2号)について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年8月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

- 議長 挙手全員により、議案第56号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第1項第2号）については、許可することに決定いたします。
それでは、ここで議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。
- 副会長 それでは、続きまして報告案件です。報告第79号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第80号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第81号 農地法第18条第6項の規定による届出について、報告第82号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、報告第83号 相続税納税猶予の適格者証明書について、報告第84号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、以上一括して事務局の報告を求めます。
- 事務局 （事務局、資料に基づき報告）
（事務局、集計報告）
- 副会長 ありがとうございます。
以上をもちまして、一旦報告案件を終了します。そのほか、本日特にこれはということがございましたらお願いします。
ないようですので、これをもちまして農地係の案件は終了いたします。
これより暫時休憩をさせていただきます。再開は2時50分から開始します。では、暫時休憩といたします。
- < 再開 >
- 副会長 それでは、再開いたします。
なお、後半部分についても、事前に質問等はありませんでしたので、ご意見のみについて、後ほどお受けします。
では、報告第85号 令和4年度大津市予算編成等に係る大津市農業委員会の意見書について、事務局の報告をお願いします。
- 事務局 （事務局、資料に基づき報告）
- 副会長 ただいまの説明について、何かございましたらお願いします。

（なしの声）
- 副会長 それでは、ご意見がないようでしたら次の役員会で最終調整をして、次回定例会で完成版にして、皆さんの同意を得た上で、その後、大津市長に対してこの意見書を提出する予定でまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

副会長 では、報告第86号 広報誌「みどりのこだま」について、事務局よりご報告をお願いします。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 ただいまの事務局の説明について、何かございましたら、お願いします。

(なしの声)

副会長 ないようでしたら、次の案件に移ります。

引き続きまして、その他報告に移ります。会議参加報告が2件ございます。まず、7月30日に開催されました農業者年金加入推進特別研修会に会長が出席されました。会長、よろしくお願ひいたします。

会 長 (会長、会議参加報告)

副会長 ありがとうございました。

引き続きまして、8月5日に開催されました湖国女性農業推進委員協議会総会学習会に〇〇委員が出席されました。〇〇委員、よろしくお願ひします。

委 員 (〇〇委員、会議参加報告)

副会長 はい、ありがとうございました。

ほか事務局、何かありますか。

事務局 (事務局、連絡事項報告)

副会長 ほかに何かございましたら。

ないようでしたら、以上をもちまして、第16回定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議長（田中 謙一 委員） 印

委員（正田 富美子 委員） 印

委員（上坂 雅彦 委員） 印